

うるま市 児童館指定管理者募集要項

屋慶名児童館

令和5年8月

うるま市こども未来部こども家庭課

目 次

1	対象施設の概要	3
2	指定管理者が行う事業及び管理業務の基準	4
3	指定管理者が行う事業及び管理業務	4
4	指定管理者予定期間	5
5	利用料金に関する事項	5
6	指定管理料	5
7	指定管理料の精算	6
8	申請者の資格	6
9	申請関係書類	7
10	募集から指定管理開始までのスケジュール	9
11	申請関係書類の提出期間、提出時間、提出場所、 提出方法、提出部数	10
12	施設説明会等の開催	11
13	質問受付、回答方法	11
14	審査及び選定方法	11
15	申請書類の取扱い	12
16	指定管理者として指定後の手続	12

17	留意事項	13
18	問い合わせ・書類提出先	14

屋慶名児童館指定管理者募集要項

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする設置目的をより効果的に達成するため、当該施設の管理等を行う指定管理者をうるま市児童館条例（以下「条例」という。）第7条に基づき募集する。

1 対象施設の概要

- | | | |
|-----|----------------|--|
| (1) | 施設の名称 | 屋慶名児童館（以下「児童館」という。） |
| (2) | 施設の所在地 | うるま市与那城屋慶名 981 番地 |
| (3) | 施設の設置目的 | こどもたちの健やかな成長を遊びや学びを通して促すことが目的であり、こどもに対する地域福祉の拠点施設である。利用は児童福祉法が定める0歳から18歳までのすべてのこどもたちとその保護者、児童会等の児童団体、児童の健全育成団体及び前に記した者の利用に支障がないと認めるときは、地域住民も対象者として利用することができる。効果としては、こどもの健全育成への寄与、子育て中の保護者にとって有益な情報や支援を得ることができることであり、その場所としての役割もあります。 |
| (4) | 施設等の概要 | 鉄筋コンクリート造、1階建て
設置（建築）1987年
敷地面積 1,254.00 m ²
建築延床面積 450.00 m ²
（全景写真、配置図・平面図添付） |
| (5) | 関係設備等の概要 | 事務室、遊戯室（体育館）、集会室等 |
| (6) | 事業及び管理業務に関する事項 | 令和2年度利用者数 4,895人
令和3年度利用者数 2,585人
令和4年度利用者数 4,392人 |
| (7) | 開館時間 | 条例第5条
児童館指定管理者の事業及び管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）参照 |
| (8) | 休館日 | 条例第6条
業務仕様書参照 |

2 指定管理者が行う事業及び管理業務の基準

- (1) 公の施設の管理に関して定める地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童館ガイドライン（平成30年10月1日子発1001第1号）、うるま市児童館条例（以下「条例」という。）、うるま市児童館条例施行規則（以下「施行規則」という。）、うるま市行政手続条例、本募集要項、業務仕様書、個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）、その他関係法令の規定に従って、児童館の事業及び管理業務を行わなければならない。
- (2) 管理等の基準に関する細目的事項は、指定管理者と市長が協議のうえ基本協定及び年度協定で定める。

3 指定管理者が行う事業及び管理業務

- (1) 事業
 - ① 条例第4条第1項第1号に規定する児童の健全な遊びの場の提供
 - ② 条例第4条第1項第2号に規定する児童の体力増進に関する指導
 - ③ 条例第4条第1項第3号に規定する児童クラブ活動及びレクリエーションに関する指導
 - ④ 条例第4条第1項第4号に規定するその他児童福祉法第40条の目的を達成するために必要な事業及び市長が必要と認める事業
- (2) 提案事業（指定管理業務）
 - 本要項により提出した申請書類に添付された事業計画書の提案事業に関すること。
- (3) 自主事業（指定管理業務以外）
 - 本要項により提出した申請書類に添付された事業計画書の自主事業に関すること。

うるま市は、児童館において放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施を要望する。【実施に伴う経費は、指定管理料とは別途に計上する。実施は、うるま市学童クラブ条例（平成27年12月21日条例第42号）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）、放課後児童クラブ運営指針（平成27年雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき行う。】

以下、特に表記がない場合には、上記に表記された（1）事業、（2）提案事業、（3）自主事業を含めて「事業」という。
- (4) 管理業務

- ① 条例第 4 条に規定する事業の実施に関する業務
- ② 条例第 8 条第 1 項第 2 号に規定する児童館の利用許可及び許可に付する条件に関する業務
- ③ 第 8 条第 1 項第 3 号に規定する児童館の利用の許可の取消し及び立入りの制限等に関する業務、ただしそれらの事項を実施する場合には、事前に市との調整を必要とする。
- ④ 条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ 条例第 8 条第 1 項第 5 号に規定する利用料金の徴収及び還付に関する業務
- ⑥ 条例第 23 条に規定する利用料金の減免に関する業務
- ⑦ 条例第 24 条に規定する利用料金の還付に関する業務
- ⑧ 条例第 25 条に規定する事業報告書の作成及び提出に関する業務
- ⑨ モニタリング・評価に関する業務
- ⑩ 利用者の意見や要望等の把握に関する業務。年 1 回以上、施設利用者満足度調査を実施するものとする。
- ⑪ その他児童館の管理に必要な業務

4 指定管理者予定期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

5 利用料金に関する事項

- (1) 児童館については、法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を適用する。
- (2) 利用料金の額は、条例第 22 条及施行規則別表（第 11 条関係）に定める額の範囲内であり、児童館指定管理者指定申請書（施行規則様式第 1 号）に添付する事業計画書、収支計画書と整合性がとれていること。指定管理者として決定後の「基本協定」、「年度協定」締結と併せて市長の承認を受けて定めるものとする。

6 指定管理料

市は、本要項により提出された申請書類に添付された収支計画書において提示のあった金額に基づき、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払うものとする。

指定管理者は、施設の利用に関し収受できる利用料金及び指定管理料を施設の管理等に必要な経費に充てるものとし、赤字となる場合、市からの補填は原則行わない。ただし、天災等その他特殊事情により指定管理者の責めに帰さな

いと認められる場合は、この限りではない。

支払い方法については、原則として、前金払いは行わないこととするが、細目的事項等については、指定管理者と市長が協議のうえ年度協定で定める。

申請書類に添付された各年度の収支計画書に提示された金額の合計が下記の指定管理料上限額を超える場合には、指定管理者として選定しない。

指定管理料上限額は、83,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

単年度経費基準額（16,600,000円）×5年

【別添資料1「屋慶名児童館 単年度経費基準額」を参照】

7 指定管理料の精算

指定管理料に含まれる修繕費について剰余金が生じた場合は、毎年度精算のうえ市に返納するものとする。その他、必要に応じて双方協議のうえ市に返納するものとする。

8 申請者の資格

指定管理者の指定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、以下の(1)～(12)の事項を満たしていること。

(1) 申請者は、下記の①、②、③に示す団体の何れかであること。

① 令和5年9月27日においてうるま市内に本店、支店、営業所のいずれかを有し社会福祉事業に関わる法人（以下「法人」という。）

ただし、社会福祉事業に関わった年数が1年未満の法人については、うるま市内に本店を有する法人に限定、合わせて児童福祉法に定める児童館、放課後児童クラブに複数年従事した経験を有する職員が複数名従事していること。

② うるま市内に本店を有する複数の法人が共同する共同事業体等（以下「共同事業体等」という。）

共同事業体等には、法人格は不要、ただし共同事業体等の構成員には、社会福祉事業に関わる法人が含まれていること。合わせて児童福祉法に定める児童館、放課後児童クラブに複数年従事した経験を有する職員が複数名従事していること。

③ うるま市内で社会福祉事業に3年以上関わっているが、法人の資格を得ていない民間団体（以下「民間団体」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、うるま市又は他の普通地方公共団体より一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11

年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)による更生・再生手続中でないこと。

- (4) うるま市又は他の普通地方公共団体より指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 納付すべき市税等(消費税及び地方消費税を含む。)の税金を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 「労働基準法等(労働者使用関連法令)」に違反し、公訴、送検又は命令等の行政処分を2年以内に受けていないこと。
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の普通地方公共団体から指定の取消し処分を受けた日から24ヵ月以内のものではない又は事業及び管理業務の全部若しくは一部の停止処分を受け停止処分期間中のものではないこと。
- (9) 申請者は、児童館の事業及び管理業務に不可欠な防火管理者を雇用していること、合わせて保育士、社会福祉士、幼小中高いずれかの教諭資格、児童厚生員、放課後児童支援員等の資格を有している人材を雇用していることが望ましい。
- (10) 指定管理者として行う事業及び管理業務に関連する法規に違反していないもの又は違反するものとして関係機関に認定された日から2年が経過しているものであること。
- (11) 自らが主体となって事業及び管理業務を行う予定であること。
- (12) 共同事業体等の場合には、構成する全ての団体が上記(1)～(11)の条件を満たすとともに、代表する団体及び責任分担を明確に定めた協定、或いは契約を締結し、その写しの提出が可能であること。

9 申請関係書類

申請者は、条例第9条及び施行規則第2条に基づき児童館指定管理者指定申請書(施行規則様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、提出期限内に市長に提出すること。提出する書類は、条例、施行規則、本募集要項及び別添の業務仕様書並びに特記仕様書を理解し、作成すること。また申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

書類は原則A4縦型(A3の場合は織り込む)ファイルに綴ること。

- (1) 申請者の概要書(法人は、履歴事項全部証明書、本店の所在がうる

ま市以外で、うるま市内に支店、営業所を有している法人は、うるま市の発行する営業証明書。共同事業体等は、構成する全ての団体の履歴事項全部証明書と代表する団体及び責任分担を明確に定めた協定書、或いは契約書。社会福祉事業に関わった年数が1年未満の法人と共同事業体等については、児童福祉法に定める児童館、放課後児童クラブに複数年従事した経験を有する職員が複数名従事していることを証明する従事者の経歴書及び雇用証明書。民間団体は、代表者の住民票抄本及び申請者の住所、役員、事業目的、連絡先等を記した書類)

- (2) 指定期間内における各年度の児童館の管理等に係る各年度の事業計画書（別添資料2）
- (3) 指定期間内における各年度の児童館の管理等に係る各年度の収支計画書（任意様式）
- (4) 申請者の定款、規約又はこれらに相当する書類
- (5) 申請者の経営状況を証する書類

① 法人、共同事業体等の場合

- ㊦ 法人税確定申告書（別表1，4，5の1，5の2，7，16）の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）
- ㊧ 決算報告書（3期分）（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、財産目録等）
- ㊨ 勘定科目内訳明細書（1期分）

注：共同事業体等の場合は、構成する全ての団体の上記㊦㊧㊨の書類

注：社会福祉事業に関わった年数が1年未満の法人については、直近の経営状況を示す証憑書類

② NPO法人の場合

- ㊦ 法人税確定申告書（別表1，4，5の1，5の2，7，16）の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）
- ㊩ 決算関係書類（3期分）（貸借対照表、収支計算書、財産目録等）

注：社会福祉事業に関わった年数が1年未満のNPO法人については、直近の経営状況を示す証憑書類

③ 民間団体の場合

- ㊦ 所得税確定申告書の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）

- ④ 収支決算書（損益計算書）3期分
- ⑤ 貸借対照表（青色申告書の場合）3期分
- (6) その他申請者の活動実績に関する書類
- (7) 事業及び管理業務に当たり必要な資格を有することの証明書（防火管理者、保育士、社会福祉士、幼小中高いずれかの教諭資格、児童厚生員、放課後児童支援員等・写可）
- (8) その他の提出書類
 - ① 申請者の役員及び構成員（従業員数）を記載した書類
 - ② 申請者及び代表者の法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ③ 申請者及び代表者の住民税に係る徴収金について未納がない旨の証明書（市町村発行分）
 - ④ 代表者の身元証明書（市町村発行分）
 - ⑤ 誓約書（別添資料3）
 - ⑥ 印鑑証明書
 - ⑦ その他必要書類
 - ア 民間団体においては、今回の指定管理者募集に応ずることについて、会員の了承を受けたことを証する書類（総会議事録等）
 - ⑧ 各種証明書については、申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

10 募集から指定管理開始までのスケジュール

- (1) 募集要項等の配布期間
令和5年8月18日（金）～令和5年9月11日（月）
- (2) 施設説明会等の開催
施設説明会開催希望申請期限 令和5年8月23日（水）
文書で申請（様式指定なし）

施設説明会開催
令和5年8月24日（木）～ 令和5年9月4日（月）
- (3) 質問受付期間
令和5年8月18日（金）～令和5年9月11日（月）
- (4) 質問への回答
令和5年9月15日（金）までに市ホームページに随時掲載する。
- (5) 参加意思表明書の受付期間
令和5年8月18日（金）～ 令和5年9月21日（木）
- (6) 申請書類等の提出期間

- 令和5年8月18日（金）～令和5年9月27日（水）午後5時必着
- (7) 書類審査期間
令和5年9月28日（木）～ 令和5年10月10日（火）
 - (8) 書類審査の結果報告
書類審査終了後、速やかに連絡します。
 - (9) プレゼンテーション審査の開催
書類審査後に実施期日を連絡します。
 - (10) 選定結果の通知
令和5年10月下旬を予定
 - (11) 議会による議決
令和5年12月
 - (12) 指定管理者の指定通知
令和5年12月下旬を予定
 - (13) 基本協定及び年度協定の締結
令和6年3月中旬までに締結予定
 - (14) 指定管理開始
令和6年4月1日（月）

11 申請関係書類の提出期間、提出時間、提出場所、提出方法、提出部数

- (1) 提出期間
令和5年8月18日（金）～令和5年9月27日（水）午後5時必着
※ 郵送等の場合、提出場所へ受付期間最終日の午後5時必着
※ 電子メール、FAXでの提出は受け付けません。
※ 提出された書類は、返却いたしません。
- (2) 提出時間
申請関係書類を提出場所へ持参する場合は、受付期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く平日（月曜日から金曜日の間）午前9時から午後5時の間
郵送の場合は、提出場所へ受付期間最終日の午後5時必着
- (3) 提出場所
〒904-2292
うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市役所こども未来部こども家庭課
- (4) 提出方法
提出場所へ直接持参又は郵送するものとする。
- (5) 提出部数

正本1部、副本16部とする。

12 施設説明会等の開催

申請方法、提出書類などについての説明会及び児童館の見学会を開催する。参加を希望するものは、令和5年8月23日（水）までに題名を「屋慶名児童館施設説明会参加希望」として申請者の名称、代表者の氏名及び連絡先を文書により提出すること。

（様式の指定なし・施設の名称を記すこと。）

- (1) 開催日時 令和5年8月24日（木）～令和5年9月4日（月）
開催の詳細については、後日希望者に連絡する。
- (2) 開催場所 屋慶名児童館
- (3) 提出先 うるま市役所こども未来部こども家庭課

13 質問受付、回答方法

質問がある場合には、文書により申請者の名称、代表者の氏名、連絡先及び質問事項を明記して提出すること。（様式は不問）

- (1) 受付期間 令和5年8月18日（金）～令和5年9月11日（月）
- (2) 提出先 うるま市役所こども未来部こども家庭課
- (3) 回答方法 令和5年9月15日（金）までに市ホームページに随時掲載する。

14 審査及び選定方法

- (1) 指定管理者の選定に当たっては、書類審査のほかプレゼンテーション審査により、条例第10条の規定等に基づく次の基準により、総合的に判断するものとする。ただし、「申請者の資格」「申請関係書類」等、申請に不備がある場合には、書類審査の結果により不選定となります。
 - ① 提案された指定管理料が適正であること。
 - ② 利用者の平等な利用が確保されること。
 - ③ 事業計画書が施設の効用を最大限発揮し、管理等経費の節減が図られる内容であること。
 - ④ 施設の管理等を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
 - ⑤ 施設設置の目的が効果的に達成できる事業計画書であること。
（提案事業、自主事業の実施等）
 - ⑥ 市民の声を事業及び管理業務に反映できる事業計画であること。

(利用者アンケートの実施及び反映等)

- ⑦ 安全管理等の状況が適正であること。
- (2) 書類審査及びプレゼンテーション審査について
 - ① 書類審査
申請者より提出された書類に不備がないか確認を実施、多数が資格を満たしている場合には、3者以内を選定する。
 - ② プレゼンテーション審査
書類審査で選定された申請者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。
 - ※ 申請者毎にプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分
 - ※ 開催場所、日時については、後日連絡する。
 - ③ 指定管理候補者等の決定及び選定結果
書類審査とプレゼンテーション審査後に、子ども家庭課において指定管理候補者及び次点者について決定する。
なお、選定結果については、うるま市ホームページにて公表し、全ての申請者に対し文書にて通知する。選定結果についての異議及び問い合わせについては対応しない。
 - ④ 再度の選定について
前記③で選定された指定管理候補者を指定管理候補者としない事情が生じた場合は、次点者を指定管理候補者として選定するものとする。
 - ⑤ 申請者が1団体の場合の取り扱い
申請者が1団体の場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。
審査結果として評価が低い場合には、指定管理候補者として選定しない。

15 申請書類の取扱い

事業計画書、提案内容等については、必要に応じて公表することがある。

- ※ ただし、事業及び管理業務で申請者独自のノウハウについては、知的財産として非公開とします。

16 指定管理者として指定後の手続

法244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た指定管理者は、事業及び管理業務を開始する前日までに下記の事項を行う。

- (1) 基本協定及び年度協定の締結
指定管理期間中の事業及び管理業務に関する基本的事項等につい

て、市長と協議のうえ、「基本協定」を締結します。

また単年度の事業及び管理業務に関する内容及び実施対価として支払われる指定管理料等の細目的事項を定める「年度協定」においても市長と協議のうえ、各年度で締結するものとする。

(2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は、市長と協議し、必要な準備事務を行うものとする。

17 留意事項

(1) 議会の議決による指定

指定管理者の指定は、法244条の2第6項の規定により、議会の議決を経て行います。そのため、指定管理候補者として選定されたが、議決の結果指定管理者に指定されないこともあります。

(2) 予算の議決

公募の段階において指定管理料（指定管理者関係）については、予定額となっています。指定管理料（指定管理者関係）予算は議会の議決を経るまで確定したものではありません。

(3) 基本協定及び年度協定が締結出来ない場合

指定管理者が、次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、基本協定及び年度協定を締結することができません。

なお、事業及び管理業務の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- ① 正当な理由なくして基本協定及び年度協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、事業及び管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるもの（従業員を含む）と認められるとき。

(4) 指定管理者の取消、事業及び管理業務の停止事由

うるま市は、指定管理者が法244条の2第10項による市長等の指示（事業及び管理業務又は経理に関する報告、実地調査、その他必要な指示）に従わないときその他指定管理者による事業及び管理業務を継続することが適当でないと認めるときは指定管理者の指定を取り消し、又

は期間を定めて事業及び管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる（法244条の2第11項）。

なお、「その指定管理者により事業及び管理業務を継続することが適当でないと認めるとき」とは、具体的には以下の事由に相当したときとします。

- ① 条例又は協定の規定に違反したとき。
- ② 児童館の指定管理者募集要項に定めた資格要件を失ったとき。
- ③ 申込書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ④ 指定管理者の事業及び管理業務の実施に際し、不正行為があったとき。
- ⑤ 指定管理者の経営状況の悪化等により事業及び管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと市が判断したとき。
- ⑥ 指定管理者から指定の取消又は事業及び管理業務の全部もしくは一部の停止を求める申し出があったとき。
- ⑦ 児童館が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- ⑧ 指定管理者が暴力団等に該当することが判明したとき（うるま市暴力団排除条例第12条第2項に則り協定書等で規定した場合）。
- ⑨ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと判断したとき。

18 問い合わせ・書類提出先

うるま市 こども未来部 こども家庭課
児童健全育成係 中村・赤嶺・前田
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号
TEL 098-973-4983
FAX 098-979-7026
E-Mail kodomokatei01@city.uruma.lg.jp